

# 地方公共団体の基幹業務システムの の統一・標準化について

2023年1月

デジタル庁

## — **統一・標準化の概要について**

# 地方自治体の基幹業務システムの統一・標準化について

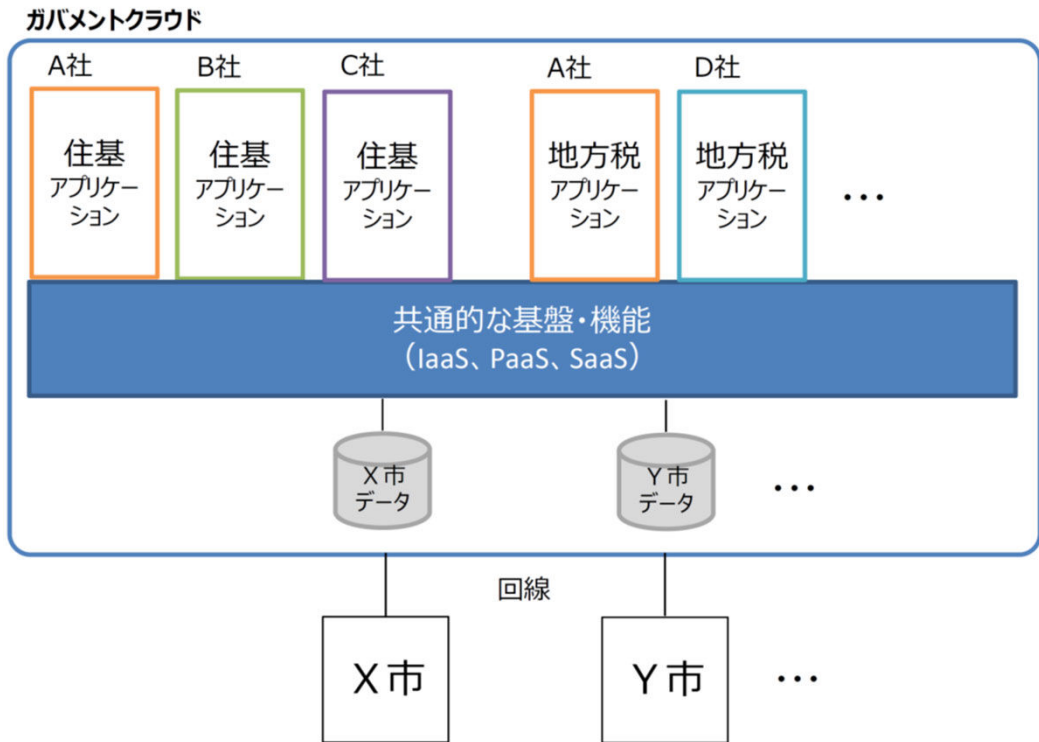
【デジタル社会の実現に向けた重点計画（令和4年6月7日閣議決定）（抄）】

- 地方公共団体の職員が真に住民サービスを必要とする住民に手を差し伸べることができるようにする等の住民サービスの向上を目指すとともに、業務全体に係るコストを抑え、他ベンダーへの移行をいつでも可能とすることにより競争環境を適切に確保する等の行政の効率化を目指し、業務改革（BPR）の徹底を前提にして、地方公共団体情報システムの標準化に関する法律（略）に規定する標準化基準（略）への適合とガバメントクラウドの活用を図る、地方公共団体の基幹業務（※）等システムの統一・標準化を、地方公共団体と対話を行いながら進める。
- 基幹業務システムを利用する原則全ての地方公共団体が、目標時期である令和7年度（2025年度）までに、ガバメントクラウド上に構築された標準準拠システムへ移行できるよう、その環境を整備することとし、その取組に当たっては、地方公共団体の意見を丁寧に聴いて進める。

※基幹業務：住民基本台帳、戸籍、戸籍の附票、固定資産税、個人住民税、法人住民税、軽自動車税、印鑑登録、選挙人名簿管理、子ども・子育て支援、就学、児童手当、児童扶養手当、国民健康保険、国民年金、障害者福祉、後期高齢者医療、介護保険、生活保護、健康管理（20業務）

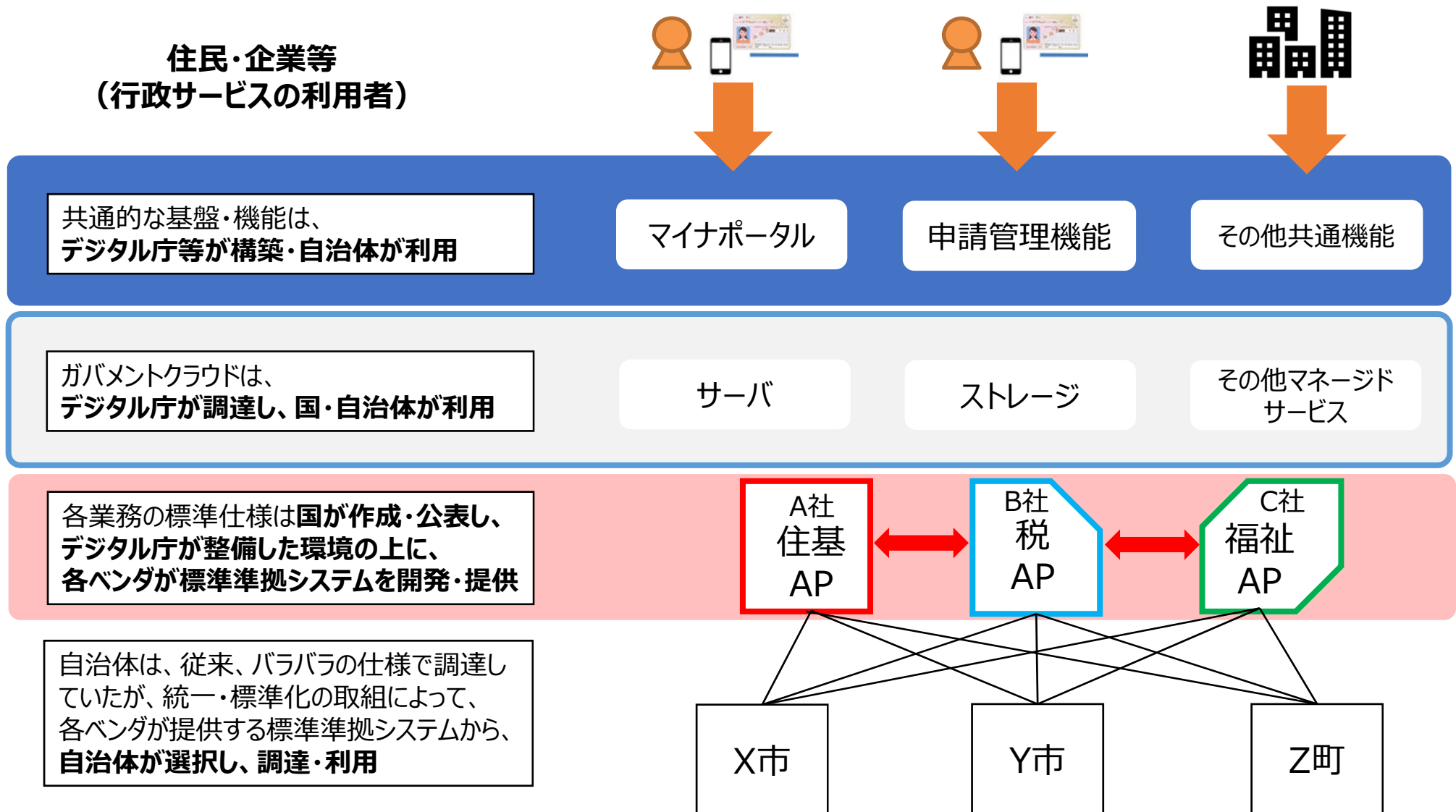
## 具体的には・・・

- ① 複数のアプリケーション開発事業者が標準化基準に適合して開発した基幹業務等のアプリケーションをガバメントクラウド上に構築し、地方公共団体がそれらの中から最適なアプリケーションを選択することが可能となるような環境の整備を図る。
- ② その結果、地方公共団体が基幹業務等のアプリケーションをオンラインで利用することにより、従来のようにサーバ等のハードウェアやOS・ミドルウェア・アプリケーション等のソフトウェアを自ら整備・管理することが不要となる環境の実現を目指す。
- ③ ガバメントクラウドが提供する共通的な基盤や機能を活用しながら、アプリケーションレベルにおいては複数の民間事業者による競争環境を確保して、ベンダーロックインによる弊害を回避する。
- ④ スタートアップや地方のベンダーも含め、各ベンダーにおいては、自らクラウド基盤を整備することなく自社が開発したアプリケーションが全国展開する可能性が広がることとなる。
- ⑤ 標準準拠システムは、データ要件・連携要件に関する標準化基準に適合することにより、当該データの公共サービスメッシュへの連携を迅速かつ円滑に行える拡張性を有することとなる。



# 地方自治体の基幹業務システムの統一・標準化について（イメージ）

- 共通的な基盤やデジタルサービスの機能については、デジタル庁が調達・構築し、地方自治体が必要に応じ利用する。
- 地方自治体は、ガバメントクラウド上に各ベンダが構築した複数の標準準拠アプリケーションの中から、各業務で1つの最適なアプリケーションを選択し、調達・利用する（ベンダーロックインの回避・競争環境の確保）。



# — 地方公共団体情報システム標準化基本方針の概要

- 「地方公共団体情報システムの標準化に関する法律」（令和3年法律第40号）第5条に基づき、標準化の推進に関する基本的な事項について、地方公共団体情報システム標準化基本方針（以下「基本方針」という。）を定めるもの。
- 内閣総理大臣、総務大臣及び所管大臣が、関係行政機関の長に協議、地方3団体から意見聴取の上、作成（閣議決定）。

## 統一・標準化の意義及び目標

**移行期間**：「2025年度までに、ガバメントクラウドを活用した標準準拠システムへの移行を目指す」

**情報システムの運用経費等**：「平成30年度（2018年度）比で少なくとも3割の削減を目指す」

地方公共団体におけるデジタル基盤の整備、競争環境の確保、システムの所有から利用へ、迅速で柔軟なシステムの構築

- 国又は地方公共団体は、従来、時間と費用の両面から大きなコストが生じていた基幹業務システムからのデータの取り込みを円滑に行うことが可能となり、迅速な国民向けサービスの開始に寄与する。
- デジタル庁は総務省とともに、全地方公共団体の移行スケジュール及び移行に当たっての課題を把握し、その解決に地方公共団体と協力して取り組むこととする。

## 施策に関する基本的な方針

- ・標準化対象事務の範囲
- ・標準準拠システムの機能等に係る必要な最小限度の改変又は追加
- ・推進体制  
（制度所管府省の役割、関係府省会議）
- ・意見聴取等

## 標準化基準に関する基本的な事項

- ・共通標準化基準に関する基本的な事項  
（データ要件・連携要件、セキュリティ、ガバメントクラウドの利用、共通機能）
- ・標準化基準の策定に関する基本的な事項  
（標準化基準の策定・変更方針、適合性の確認、検討体制）

## その他推進に必要な事項

- ・地方公共団体への財政支援  
（財政支援に関する基本的考え方、デジタル基盤改革支援補助金）
- ・地方公共団体へのその他の支援  
（情報提供、市区町村の進捗管理、デジタル人材、都道府県の役割等）

	2021年度	2022年度	2023年度	2024年度	2025年度
標準準拠システムへの移行 （地方自治体）	<div style="border: 1px solid black; padding: 5px; text-align: center;">                     先行事業 （標準準拠していないシステム）                 </div>		<div style="border: 1px solid black; padding: 5px; text-align: center;">                     移行支援期間 （2025年度までに、ガバメントクラウドを活用した標準準拠システムへの移行を目指し、国はそのために必要な支援を積極的に実施）                 </div>		

## — **標準仕様の見直しについて**

## 標準仕様書の改定に関する基本的な考え方①

- 標準仕様書の改定に当たっては、地方自治体及びベンダーの予見可能性を高め、標準化対象事務のシステム全体として、安定的に開発、調達及び運用を行っていく必要があることから、改定の時期等について、以下のとおり、基本的な考え方を整理することとしてはどうか。
- また、標準仕様への適合性確認や、標準準拠システムの開発等に時間を要することから、そもそも、制度改正の検討を開始する際に、制度改正の適用時期等についてデジタル庁に情報共有するよう努めるなど、地方自治体における標準準拠システムの現実的な利用開始時期を念頭に置いた対応を行うべきではないか。

### <基本的な考え方（案）>

- ① 制度改正を契機として見直しを行う場合は、原則として見直しの適用の1年前までに見直し内容を反映した仕様書を公表する。  
ただし、制度改正が毎年行われる事務等については、別途の反映方法により行うこととし、デジタル庁と制度所管府省とで調整する。
- ② 機能要件について、制度改正以外の事情を契機として見直しを行う場合は、原則として年1回の特定の期日までに仕様書への反映を行ったものについて、その1年後以降に適用する。  
ただし、移行支援期間（2025年度まで）においては、統一・標準化の取組を優先するため、原則として当該見直しは行わず、真に必要なものについてデジタル庁と協議の上、見直しを行う。
- ③ データ要件・連携要件については、機能要件の見直しを契機として行う。
- ④ 上記の見直しに伴う関係者の調整を円滑に行うため、見直し内容の仕様書への反映の基準日を年に数回設ける。  
(例 前期分：8月31日、後期分：1月31日)
- ⑤ なお、標準準拠システムの開発過程等で生じるベンダー等からの標準仕様書の解釈の確認や疑義等への対応については、開発のボトルネックとなることのないよう、標準仕様書の改定プロセスを待つことなく、デジタル庁が別途定める方法により、随時対応することとし、ベンダー等との認識共有を図る。

出典：地方公共団体の基幹業務等システムの統一・標準化に関する関係府省会議（第2回）  
資料3 「地方公共団体の基幹業務システムの標準化のために検討すべき点について」より

## 標準仕様書の改定に関する基本的な考え方②

- 2022年度においては、各業務において標準仕様書の改版が予定されていることから、以下のような取扱いとしてはどうか。

<2022年度における取扱い（案）>

- ① 2022年8月までに策定された仕様書において、2022年8月の時点で今後の検討とされている内容については、当該検討内容に係る制度所管府省は、年内にその見直しの見込みを公表するとともに、遅くとも年度内に当該見直し内容を反映した仕様書を公表する。
- ② 指定都市に係る仕様については、制度所管府省は、デジタル庁の主導的な支援のもと、年度内を目途に、集中的に点検を行う。（デジタル庁、指定都市及びベンダーを構成員とする検討会を立上げ予定。標準仕様書の具体的な改善提案をとりまとめ、制度所管府省に提示し、標準仕様書へ反映。）
- ③ 機能要件について、過剰な機能となっていないかについて、実装必須機能から標準オプション機能への変更に限定して、年内を目途に、デジタル庁の主導的な支援の下、集中的に点検を行う。
- ④ データ要件・連携要件及び共通機能要件に係る実装・運用に関する課題について、デジタル庁は制度所管府省の参画のもと、年内にその見込みを公表するとともに、遅くとも年度内に課題の整理結果を公表する。
- ⑤ 上記取組を通じて、デジタル庁は、2025年度末時点で機能要件、データ要件・連携要件及び共通機能要件について、標準準拠システムが満たすべきバージョンを確定させる。



## — 実装類型の点検について

## 実装類型の点検の概要

- 令和4年8月末までに、20業務全ての標準仕様書が作成・公表されたところ、機能要件については、複数のベンダから、実装必須機能が過剰になっているのではないかと、この意見があり、今後の開発工数への影響や運用経費の増大が懸念されるなど、開発等の本格化に当たり、実装類型の点検が喫緊の課題となった。
- この課題を踏まえ、令和7年度までの円滑な移行に向けたベンダの機能開発範囲の最適化や、システム提供価格の低減等を実現するため、実装必須機能から標準オプション機能への見直しに向けた、実装類型の点検を実施。
- 具体的には、デジタル庁においてベンダへのアンケート調査などを実施。その結果を踏まえて、各業務の機能要件のうち実装必須機能について、可能なものは、標準オプション機能へ修正する検討を行う。

### 【実装類型に関するアンケート調査】

調査対象：自治体の基幹業務システム関連ベンダ（APPLIC経由で依頼）

調査期間：11月8日～11月30日

調査内容：20業務の実装必須機能について、主に以下の観点から点検するべく、意見照会を実施

見直しの対象とする観点	説明
便利機能	BPRを除き、特に一定規模以上の自治体に必要な職員の利便性のための機能で、必ずしも実装必須とする必要がないと考えられるもの
その他の機能要件により充足する機能	その他の機能要件により充足する内容を多重に規定している場合、必ずしも実装必須とする必要がないと考えられるもの
過剰機能	当該機能を利用する自治体が少ない等、必ずしも実装必須とする必要がないと考えられるもの

## — 実装類型に係るベンダ調査等の結果と見直しの考え方

【実装類型に関するアンケート調査の結果概要】（速報値）

回答ベンダ数：各業務ごとに、1～16ベンダから回答

意見のあった機能ID数：2,847（うち同一機能IDについて各業務の過半数又は4社以上から意見のあった機能ID数：294）

【実装類型の見直しの考え方】

- 標準仕様書の実装類型については、各業務の標準化検討会における構成員（自治体、ベンダ等）の検討を踏まえ、全国意見照会を経て定められたもの。
- また、自治体からは「標準オプション機能とした場合、実装するかしないかはベンダの任意となるため、同機能が実装されたシステムが提供されない可能性があるのではないか」といった懸念等があった。
- 2025年度（令和7年度）までの標準準拠システムへの移行を目指し、システム開発が本格化する中、デジタル庁において現に機能開発等を行うベンダと意見交換したところ、ほとんど全てのベンダから「標準オプション機能については、既存顧客である自治体が必要とする場合、標準準拠システムの機能として実装する方針」と聞いているところ。
- これらのことを踏まえ、各業務や横並び調整方針等において政策的に推進するための機能を除き、原則として、アンケート調査の結果を踏まえたデジタル庁の修正案を標準仕様書に反映することとし、デジタル庁は関係府省と調整を行う。

# 実装類型の点検に係るスケジュール

○点検結果について、関係府省と連携し、令和4年度内を目途に各業務の標準仕様書への反映を実施。

		令和4年度					
		10月	11月	12月	1月	2月	3月
マイルストーン							標準仕様書及びデータ要件・連携要件の改定(年度内) ▼
デジタル庁	見直し案作成 データ要件・連携要件改定		ベンダアンケートなど調査を実施	実装必須機能見直し案の作成	各制度所管府省の検討支援	データ要件・連携要件への反映	
各制度所管府省	見直し案確認・精査 標準仕様書の改定				見直し案確認、検討会等	標準仕様書への反映	

# ガバメントクラウド早期移行団体検証事業の 公募概要について

## — ガバメントクラウド早期移行団体検証事業の公募概要①

- 現行システムからの円滑なデータ移行・ガバメントクラウド上のシステムへの連携を実現するとともに、業務全体の運用コストの適正化により、標準化対象事務に関する情報システムの運用経費等の3割削減の実現につなげるため、早期にガバメントクラウドへ移行し、国が行う検証等の取組に積極的に参加する団体を公募する。
- 標準準拠システムを効率的に運用するために検証を行いながら移行を進められるよう、ガバメントクラウド早期移行団体検証事業に係るガバメントクラウド利用料及びガバメントクラウド接続サービス費用について、国が負担することとする。

### 【事業の概要】

対象団体：検証に協力を希望する地方公共団体のうち、令和5年4月～6月の間にガバメントクラウドを利用開始希望する地方公共団体

※ 令和5年度の本事業については、地方公共団体のガバメントクラウド利用開始希望時期に応じて複数回の公募を想定している。

対象業務システム：①標準準拠システム ②関連システム

検証内容：地方公共団体が対象業務をガバメントクラウドにリフト又はシフトし、問題無く移行できることを検証

検証項目：①課金モデルの検証 ②共同利用方式への展開検証

③移行期間の短縮のための検証 ④標準準拠システムの効率的な運用によるコスト検証

## — ガバメントクラウド早期移行団体検証事業の公募概要②

### 【応募要件】

以下の要件を全て満たすこと。

- (1) 「地方公共団体情報システム標準化基本方針（令和4年10月7日閣議決定）」、「地方公共団体情報システムのガバメントクラウドの利用に関する基準【第1.0版】」、及びデジタル庁が令和4年12月13日に発出した事務連絡「ガバメントクラウド利用に係る地方公共団体向け説明資料等の提供について」の別紙2「R5年度早期利用開始団体向けガバメントクラウド利用開始申請／アカウント申請」の内容を理解していること。
- (2) 応募前に、本事業についてデジタル庁とヒアリング会議を実施するなどして、十分に本事業内容を理解していること。
- (3) デジタル庁と連携を密にし、検証に協力すること。
- (4) 本事業は「第2 1. (4) 検証項目」の検証を行うことを目的として、「第3.1. (2) 応募に必要な資料」に示すガバメントクラウド早期移行団体検証事業計画書に基づいて実施するものであり、採択団体の情報システムガバメントクラウド上に構築されたものを含む。の運用については当該採択団体が一義的に責任を有していることを了承すること。
- (5) 連携するガバメントクラウド運用管理補助者及びA S Pと予め協議・調整の上、業務システムを指定し、応募すること。なお、応募に当たっては、連携するガバメントクラウド運用管理補助者及びA S Pに予め本公募要項の記載内容を理解させた上で行うこと。応募の際に、連携するガバメントクラウド運用管理補助者及びA S Pが未定である場合は、連携するガバメントクラウド運用管理補助者及びA S Pを決定する期限を定めて応募することができるが、別途デジタル庁に詳細を確認すること。
- (6) 採択された際には、ガバメントクラウド早期移行団体検証事業計画書が公開されることに了承すること。なお、個人情報、ガバメントクラウド運用管理補助者及びA S Pのノウハウ、セキュリティに関する部分等について、一部情報を削除・修正する必要がある場合は、該当箇所及び削除・修正理由を明記したうえで、削除・修正した資料も併せて提出すること。
- (7) その他
  - ・デジタル庁及びデジタル庁が指定する者による採択団体への現地調査を実施する場合があるため、デジタル庁の求めに応じて、受け入れること

### 【採択団体数】

採択団体数は、応募状況と予算規模に鑑み決定することとする。本事業は多くの団体による検証実施が効果的と考えるため、「第3 2. (2) 選定のポイント」を満足する団体を幅広く採択する想定である。

# — ガバメントクラウド早期移行団体検証事業の公募概要②

## 第3 2. (2) 選定のポイント

選定に当たっては、主に以下の項目に基づき、総合的に評価を行う。

### ① 公募内容に対する適切性・効果

応募内容が本事業の趣旨・内容に合致し、それに応じた効果が見込めるか。（「第3 1. (2) 応募に必要な資料」の⑤⑥）

### ②事業の実現性

ア. 本事業後の標準準拠システムへの移行計画も含め、事業として確実な実施・運営が見込める内容となっているか。（「第3 1. (2) 応募に必要な資料」の⑤）

イ. 本事業における作業内容及びスケジュールが適切に検討されており合理的な内容となっているか。（「第3 1. (2) 応募に必要な資料」の⑧）

### ③遂行能力

ア. 本事業を遂行するために必要な人員・体制を構築しているか。（「第3 1. (2) 応募に必要な資料」の⑧）

イ. 本事業を実施するため、（複数の団体と共同で応募する場合）団体、ガバメントクラウド運用管理補助者及びA S Pとの連携・協力体制が構築できているか。（「第3 1. (2) 応募に必要な資料」の⑧）



## — ガバメントクラウド早期移行団体検証事業の公募概要③

### 【報告及び評価】

事業の終了後、採択団体はデジタル庁に対して成果報告書を提出

### 【事業スケジュール（予定含む）】

令和5年1月6日：第一回公募要項発出

令和5年2月3日：応募資料提出締切

令和5年2月下旬：採択団体決定

令和5年4月：令和5年度本事業開始

令和6年3月：成果報告書提出、令和5年度本事業終了

### 【問合せ先・応募資料提出先】

デジタル庁 デジタル社会共通機能グループ 地方業務システム基盤チーム

参照：令和5年1月6日発出「ガバメントクラウド早期移行団体検証事業 第一回公募要項」

## — 參考資料

## — 文字要件に係る今後の検討の方針

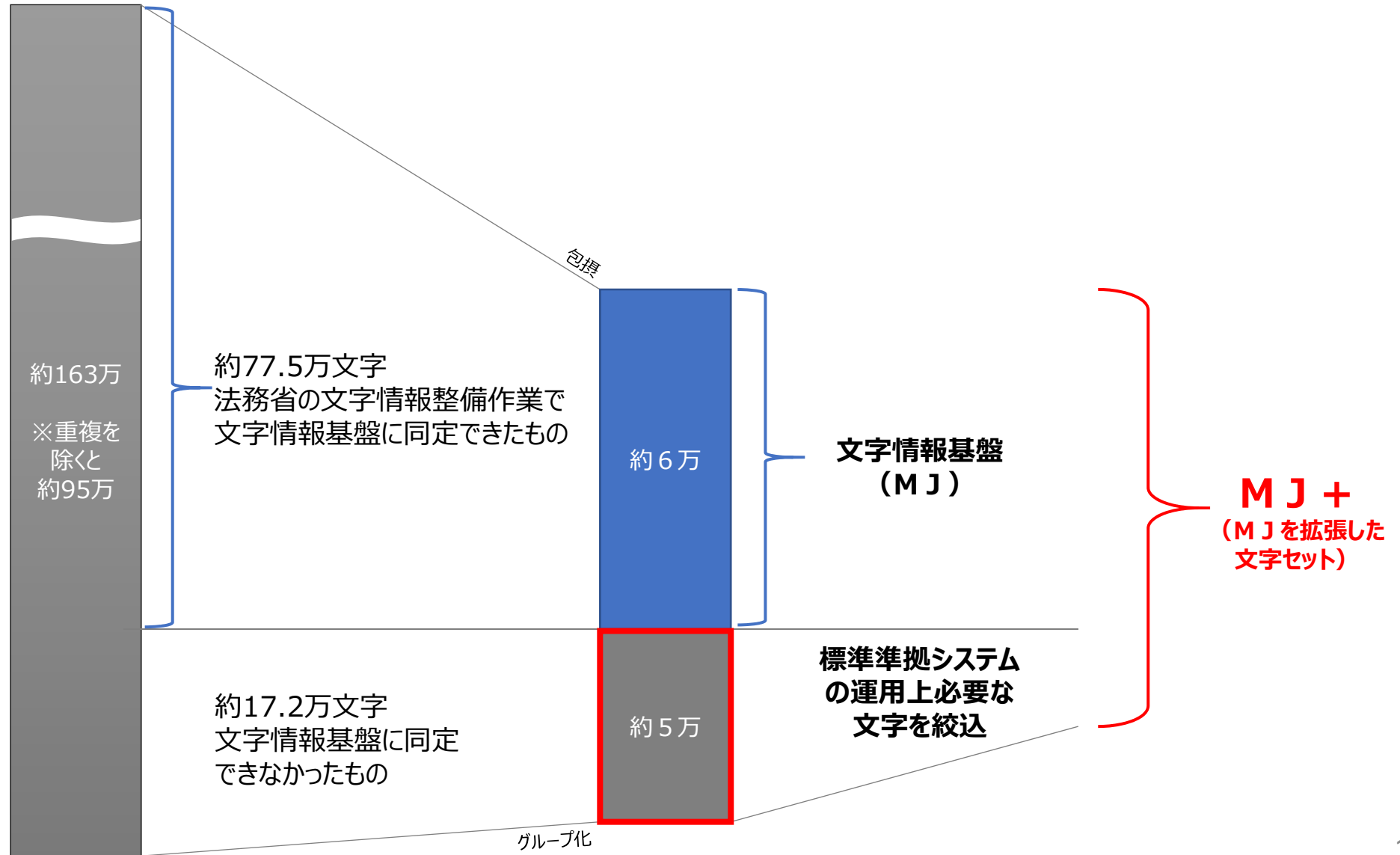
- 標準準拠システムの文字要件については、「地方公共団体情報システムデータ要件・連携要件標準仕様書【第1.0版】」において定めているところであるが、より円滑な標準準拠システムの開発及び移行のため、同仕様書について、令和5年3月を目途に、以下の方向性で改定することを検討することとしたい。

(改定の方向性)

- ① 「2.3 文字要件 (1) 文字セット、文字コード」について
  - ・ 現状、各標準準拠システム（戸籍システム、戸籍附票システム、住民記録システム及び印鑑登録システムを除く。）が保持するデータの文字セットはJIS X 0213:2012と規定しているところ、JIS X 0213:2012への対応をしつつ、原則として、全ての標準準拠システムにおける文字セットはデジタル庁において文字情報基盤として整備された文字セット（以下「MJ+」という。）とする。
- ② MJ+について
  - ・ MJ+とは、同仕様書「2.3 文字要件 (1) 文字セット、文字コード」に規定する「文字情報基盤として整備された文字セット」の呼称であり、文字情報基盤の文字セット（以下「MJ」という。）に、基幹業務システムのその他の文字セットの文字のうち、標準準拠システムの運用上必要な文字としてデジタル庁が指定した文字を加えた文字セット（MJを拡張した文字セット）である。  
なお、MJ+は、関係省庁との連携の下、デジタル庁において作成し、公表する。
- ③ MJ+への変換及びMJ+とJIS X 0213:2012との関係について
  - ・ 基幹業務システムのその他の文字セットからMJ+への同定マップ（以下「同定マップ」という。）及びMJ+からJIS X 0213:2012への代替マップ（以下「代替マップ」という。）については、関係省庁との連携の下、デジタル庁において作成することとし、地方公共団体等に提供する。
- 今後、デジタル庁において関係機関と連携して検討を進め、令和4年度末を目途にMJ+の概要を提示し、令和5年度末を目途に、同定マップ及び代替マップを提供する。

# 文字要件に係る現状とMJ+の範囲 (イメージ)

戸籍ベンダーが  
管理する文字



# 共通機能等技術要件検討会について

本検討会は、令和4年（2022年）8月に策定した標準仕様書に基づき実装・運用を行う場合に、具体化・詳細化が必要な事項について検討することを目的とした。検討結果のうち、標準仕様書への反映が必要なものについては、令和4年度末の改定にて対応する想定。

## 背景

- ✓ デジタル庁において、令和4年（2022年）8月31日付で地方公共団体情報システム共通機能標準仕様書【第1.0版】、地方公共団体情報システムデータ要件・連携要件標準仕様書【第1.0版】を策定した
- ✓ 本仕様書について、各方面からご意見をいただいております。本仕様書に基づいて実装、運用するにあたり、具体化、詳細化が必要な課題について、検討する必要があります

## 目的

- ✓ 標準仕様書（令和4年（2022年）8月31日 データ要件・連携要件、共通機能）について、実装・運用を行う場合に具体化・詳細化が必要な事項を検討する
- ※本検討には、標準仕様書の解釈の認識共有及び実装の検討過程において必要と認識された標準仕様書の修正対応も含まれるが、修正に関する議論が生じた箇所は速やかに情報提供するなどシステム開発への影響を最小限とするように努める

## 検討の射程

- ✓ 本検討会で決定した内容は、案件ごとに、標準仕様書への反映を行うか、ベンダー間の調整の際のベースラインとなるリファレンスとして提供するかを決定した上で、年内に情報提供し、標準仕様書への反映が必要なものについては年度末の標準仕様書の改定に含めることとする
- ✓ 議論状況に応じて、標準仕様書の改定前に情報提供等が必要であれば、都度検討することとする
- ✓ 文字基盤は、今後デジタル庁で改めて協議することとし、本検討会ではテーマとして扱わず、適宜報告することとする。ただし、今後の進め方や年度内の対応内容をベンダーに情報提供する等し、透明性を確保する

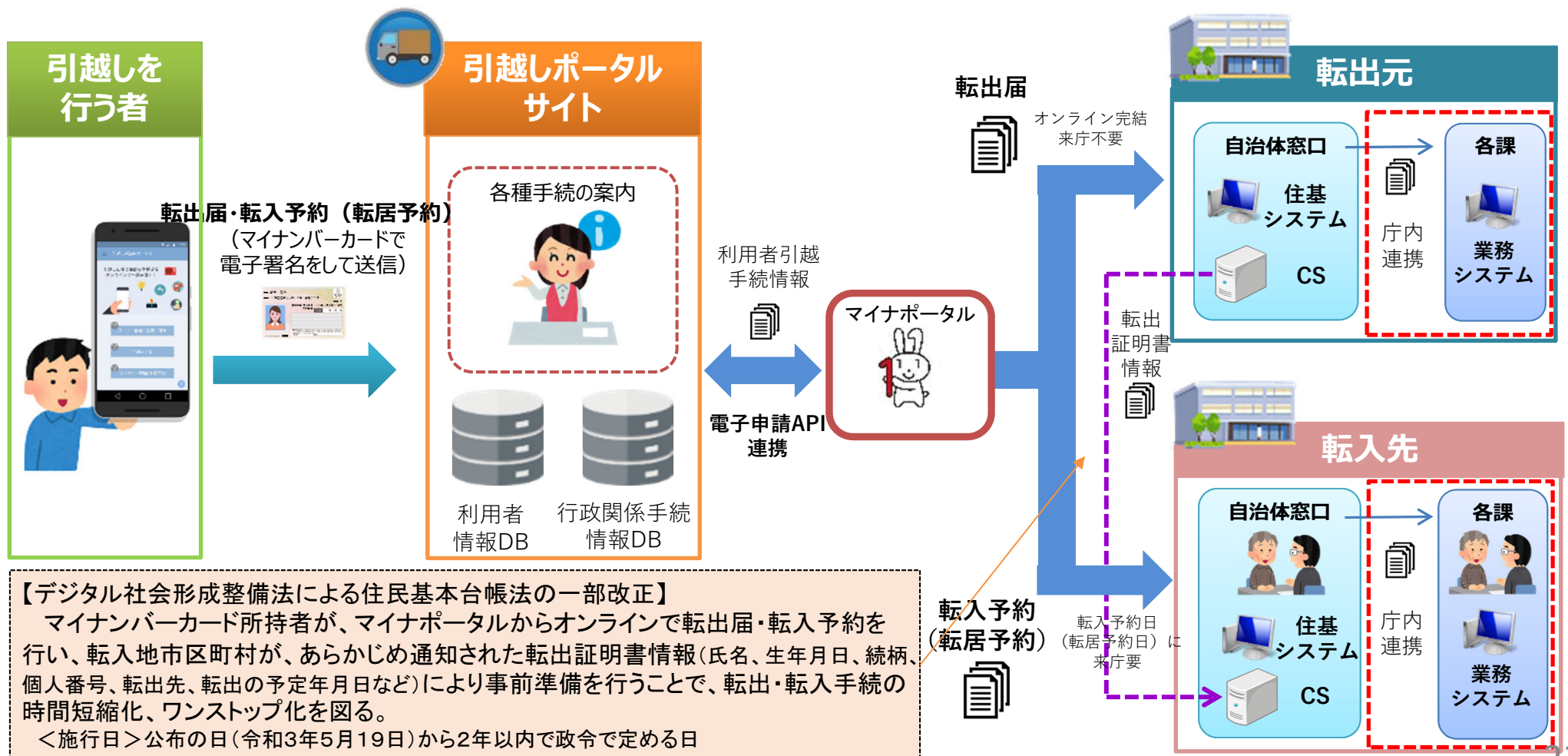
# 各ワーキングチームでの検討状況

ワーキングチームで取り扱った主な課題・論点及び検討内容を基にした方針は以下のとおり。

	主な課題・論点	方針
データ連携 WT	<ul style="list-style-type: none"> <li>✓ 庁内データ連携の全体方針のあり方</li> <li>✓ 標準準拠システムと独自施策システムとの連携方式（独自IFを許容するか）</li> <li>✓ 移行過渡期の庁内データ連携の取り扱い</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>✓ <u>庁内データ連携の全体方針をファイル連携を基本とすることに転換（API連携も必要な部分に絞り維持）</u></li> <li>✓ 標準準拠システムと独自施策システムとの連携は、<u>機能別連携仕様に規定するIFを原則とし、当該IFにおいて必要な項目を連携できない場合は、基本データリストを用いた連携とすることに見直し</u></li> <li>✓ 移行過渡期の<u>ファイル連携は標準化前システム、API連携は標準化後システムで対応</u>することをベースラインとして示す</li> </ul>
申請管理 WT	<ul style="list-style-type: none"> <li>✓ ぴったりサービスのプリセット項目と標準仕様書の管理項目との対応</li> <li>✓ ぴったりサービス～基幹業務システムまでのオンライン申請全体の役割分担</li> <li>✓ 総務省仕様が規定する申請データの連携方式の継続利用の可否</li> <li>✓ 申請処理状況登録APIの取り扱い</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>✓ <u>プリセット項目と標準仕様書の管理項目の対応付けを連携要件として規定</u></li> <li>✓ 各システムの役割分担を明確化し、<u>オンライン申請全体の運用フローをリファレンスとして提供、申請管理機能の機能要件の規定</u></li> <li>✓ <u>総務省仕様における申請管理-基幹業務システム間の申請データ連携方式3、4を過渡的な対応として許容</u></li> <li>✓ 申請処理状況登録APIは<u>移行支援期間以降の対応とすることを維持</u></li> </ul>
宛名管理 WT	<ul style="list-style-type: none"> <li>✓ 宛名情報の管理の在り方（宛名情報まで一元管理する）</li> <li>✓ 住民宛名番号を含む宛名番号の一元的な付番及び宛名番号の引き継ぎ</li> <li>✓ 団体内統合宛名機能と住登外者宛名番号管理機能の一体的な提供</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>✓ 住民・住登外者含めた宛名情報の一元管理を見据えた検討を進めるものの、移行期支援期間中の対応としては、<u>宛名番号付番のための個人番号、基本4情報のみの管理とすることを維持</u></li> <li>✓ <u>共通機能に住民宛名番号を付番する機能を任意で実装できる規定とし、住登外者の転入時に宛名番号を引き継ぐ運用も可能とする方向で継続検討</u></li> <li>✓ 当該2機能を<u>一体的に提供する際のリファレンスを提供</u></li> </ul>

# 自治体手続における引越しワンストップサービスの目指す姿

- 引越しを行う者は、引越しポータルサイトからマイナポータルを経由し、転出元・転入先の自治体に転出届・転入予約を申請。また、同一自治体内の引越しの場合は転居予約を申請。
- マイナポータルでは、一つの申請画面から転出元・転入先の2つの自治体に申請情報を送ることを想定。
- 転出元への来庁は不要。転入予約等をもとに、**転入先が事前準備をする**ことで、住民が転入先への来庁後に記入する書類の削減と待ち時間の縮減を実現。



## 【デジタル社会形成整備法による住民基本台帳法の一部改正】

マイナンバーカード所持者が、マイナポータルからオンラインで転出届・転入予約を行い、転入地市区町村が、あらかじめ通知された転出証明書情報（氏名、生年月日、続柄、個人番号、転出先、転出の予定年月日など）により事前準備を行うことで、転出・転入手続の時間短縮化、ワンストップ化を図る。

＜施行日＞公布の日（令和3年5月19日）から2年以内で政令で定める日

## 標準仕様書への反映に向けた調整

- 転入予定者の情報を事前に入手して事前準備が可能となるよう、転出証明書情報や転入予約情報の活用が想定される基幹業務システムの標準仕様書において、実装必須機能として以下の機能を追加する方向で、デジタル庁において関係府省と調整する。  
また、業務フローも当該規定に合わせて修正するよう調整する。
- 以下の機能要件について、実装必須機能として標準仕様書に反映されるよう調整中。

### ①転入予定者の転出証明書情報の受領機能

転入前に、住民記録システムから転出証明書情報（番号利用法で規定する個人番号を除く。以下同じ。）に係る関係する情報を取得できること。

### ②申請管理システムからの転入予約および転居予約情報の受領機能

マイナポータルぴったりサービスその他汎用電子申請システムを利用して行われた引越しOSSにおける転入予約申請又は転居予約申請により、申請のあった転入予約情報又は転居予約情報のうち、事前準備に用いる情報を、申請管理機能（「地方公共団体の基幹業務システムの共通機能に関する標準仕様書」において規定する申請管理機能をいう）を経由して取得できること。

### ③転入予約情報、転居予約情報および転出証明書情報の表示機能

転入予約情報、転居予約情報及び転出証明書情報を当該情報のデータ項目により検索ができ、画面又は帳票に出力できること。

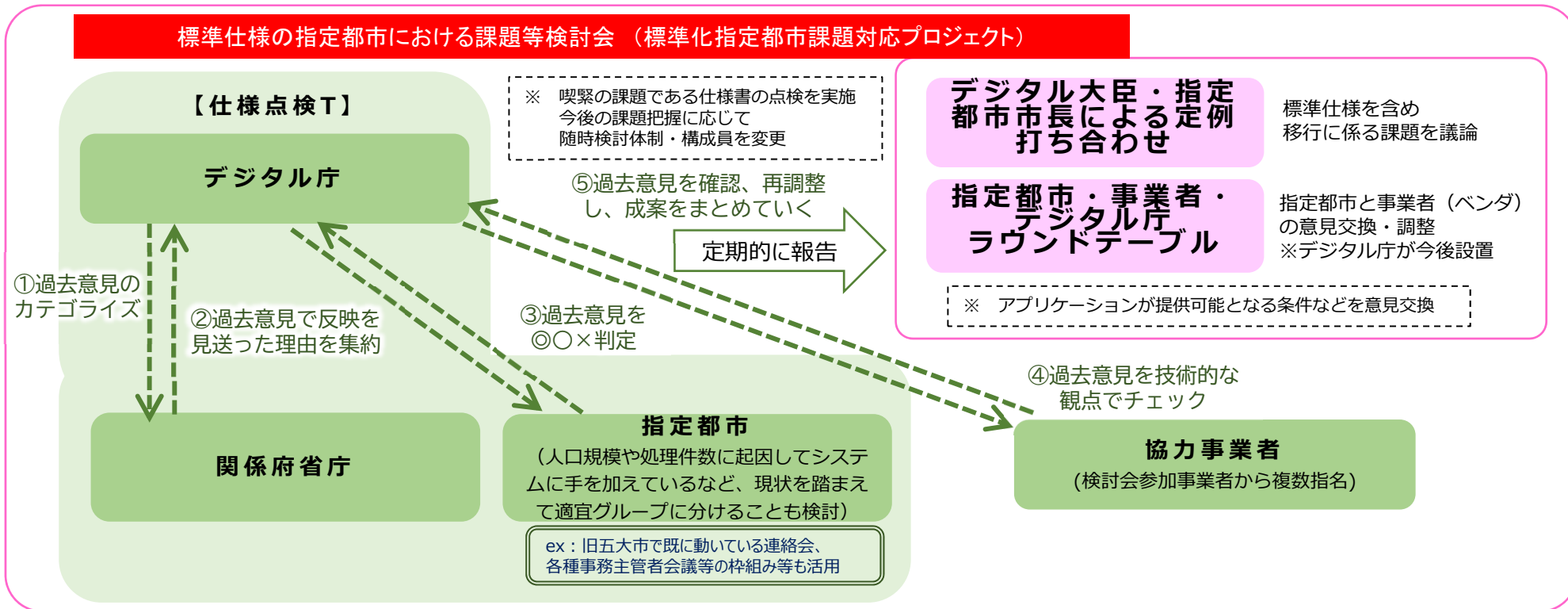
### ④届出帳票のプレプリント機能

来庁予定者の受入れ事前準備として、転入、転居時の〇〇届出に、転出証明書情報、転入予約情報および転居予約情報を基に必要な情報を印字したうえで出力できること。



# 標準仕様の指定都市における課題の検討体制・手順

標準仕様の指定都市における課題等を2022年度内を目途に点検するため、関係者の参画のもと「標準仕様の指定都市における課題等検討会」を開催。実務者レベルの点検を集中的に進めるとともに、デジタル庁・関係府省庁・指定都市・事業者におけるハイレベルな調整を行い、指定都市が利用可能な標準準拠システムの導入を目指す。



## 検討の手順

- ①【デジタル庁】過去の意見照会のカテゴライズ（制度的・組織的な必須記載内容の不足の点検など）【作業着手済・11月下旬まで】
  - ②【デジタル庁】①の際に、過去の意見照会で反映を見送った理由を関係府省庁から集約【作業着手済・11月下旬まで】
  - ③【指定都市】②をもとに、他指定都市の意見照会回答も含め◎○×で判定し、全指定都市及び関係府省庁と共有【1月半ばまで】
  - ④【協力事業者】③について、技術的な観点でパッケージに取り込めるか確認【2月半ばまで】
  - ⑤【デジタル庁、関係府省庁、指定都市】②③④を確認し、異論があるものについて再調整し、成案をまとめていく【2022年度内目標】
- ※成案決定後速やかに仕様に反映を行うが、原則として成案を採用することを関係者間で合意し、開発に支障が生じないようにする。